

韓国科学技術部と文部科学省との間の核融合関連研究分野における協力に関する実施取決めについて

平成16年11月
文部科学省核融合開発室

概要

平成15年12月のITER計画協力に関する政府間協議を契機に提案され、核融合関連研究分野に関する日韓双方における科学技術協力を促進することを目的としている。

協力項目と形態

- 本取り決めは、「科学技術の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」(昭和61年3月8日外務省告示第78号)第五条に基づく取決め。
- 内容は、通常の研究協力の覚書きと同様、目的、協力活動の形態、運営、機関、人的交流、一般規定、知的所有権、発行と終了締結の全8条分の規定を取決め。
- 具体的な活動としてはKSTAR(韓国超伝導トカマク先進研究)装置の共同利用や人材養成のための協力、共同計画の実施、人員交流、技術情報およびデータなどの交換、装置および材料などの交換、セミナーまたはワークショップの開催などを予定

対称となる実施機関

- (日本)核融合科学研究所、日本原子力研究所など
- (韓国)韓国基礎科学研究所、韓国先進科学技術研究所など

期間

2004年11月16日から2009年11月15日まで本取決めに基づき協力(延長可)